平 成 27 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

審　査　・　調　査　案　件

１．６月定例会付託案件 …… ２
１．所管事務調査 …… ２４

---

平成 27 年 7 月 2 日（木曜日）

# 総務委員会会議録

平成２７年７月２日　木曜日
　午前１０時００分開議
　午後　０時３８分閉議（実時間１４１分）

---

**○本日の会議に付した案件**

１．議案第５３号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第１号（関係分）
１．議案第７０号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第２号（関係分）
１．議案第５５号・専決処分の報告及びその承認について（平成２６年度八代市一般会計補正予算・第１３号）
１．議案第５６号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）
１．議案第６０号・財産の貸付けについて
１．議案第６１号・あらたに生じた土地の確認について
１．議案第６２号・町区域の変更について
１．請願第２号・場外船券発売所誘致について
１．陳情第２号・「川内原発１・２号機の再稼働」に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を八代市として申し入れることについて
１．平成２６年陳情第６号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて
１．平成２６年陳情第７号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて
１．所管事務調査
・行財政の運営に関する諸問題の調査
（八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略の取り組み状況について）
（八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて）
（新庁舎建設の進捗状況について）
・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

---

**○本日の会議に出席した者**

| | |
|---|---|
| 委員長 | 福嶋安徳君 |
| 副委員長 | 鈴木田幸一君 |
| 委員 | 上村哲三君 |
| 委員 | 島田一已君 |
| 委員 | 田中　安君 |
| 委員 | 中山諭扶哉君 |
| 委員 | 橋本幸一君 |
| 委員 | 矢本善彦君 |

※欠席委員　　君

---

**○委員外議員出席者中発言の許可を得た者**

議員　成松由紀夫君

---

**○説明員等委員（議）員外出席者**

| | |
|---|---|
| 財務部長 | 岩本博文君 |
| 財務部次長 | 辻本士誠君 |
| 財務部理事兼市民税課長 | 礒塚康浩君 |
| 財務部理事兼資産税課長 | 浅田敏男君 |
| 財政課長 | 佐藤圭太君 |
| 財政課主幹（新庁舎建設担当） | 谷脇信博君 |
| 企画振興部長 | 福永知規君 |
| 情報政策課長 | 生田　隆君 |
| 企画政策課長（政策審議監担当兼務） | 宮川武晴君 |
| 教育部 | |
| 教育施設課長 | 有馬健一君 |
| 建設部 | |
| 土木課長 | 松本浩二君 |
| 市民環境部 | |
| 市民環境部次長 | 堀　泰彦君 |
| 人権政策課長（人権啓発センター所長兼務） | 濵田大祐君 |

**○記録担当書記**　　小　川　孝　浩　君

（午前１０時００分　開会）

**○委員長（福嶋安徳君）**　皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

**◎議案第５３号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第１号（関係分）**

**○委員長（福嶋安徳君）**　最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第５３号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、財務部から歳入と及び歳出の第２款・総務費について説明願います。

**○財務部長（岩本博文君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　岩本財務部長。

**○財務部長（岩本博文君）**　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日、総務委員会に付託されました議案第５３号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第１号の歳入及び総務委員会関係分の歳出、また、議案第７０号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第２号の歳入、それから議案第５５号の平成２６年度八代市一般会計補正予算・第１３号の専決処分の報告及びその承認についてを辻本財政部次長が説明いたします。

そのほか、議案第５６号、６０号、６１号、６２号の事件議案につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　辻本財務部次長。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　はい。財務部次長の辻本でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして、説明いたします。

それでは、別冊となっております議案第５３号・八代市一般会計補正予算・第１号をお願いいたします。総務委員会付託分につきまして、説明いたします。

１ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ５億８４３０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５７５億２０９０万円といたしております。

次に、第２条で、地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては４ページの表で説明いたします。

４ページをお願いいたします。

第２表・地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

まず、１、追加では、携帯電話等エリア整備事業で７２０万円を追加しております。

次に、２の変更では、道路整備事業７億２１００万円を、４８６０万円増額した７億６９６０万円に変更しております。また、公園整備事業１億８５３０万円を、３１３０万円増額した２億１６６０万円に変更しております。

詳しい内容は、１１ページの歳入、款２１・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

８ページをお願いいたします。

款１０、項１、目１、節１・地方交付税で、９８３７万７０００円を計上しておりますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１２・分担金及び負担金、項１・分担金、目２・総務費分担金、節１・総務管理費分担金で３６２万円を計上しております。これは、坂本町袈裟堂地区の携帯電話基地局及び伝送路の整備等に伴う携帯電話事業者の分担金でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項１・国庫負担金、目１・民生費国庫負担金、節１・社会福祉費負担金で、低所得者保険料軽減負担金として、１６２８万２０００円を計上しております。これは、介護保険制度改正に伴い、低所得者保険料の軽減分及びシステム改修に要する経費に充てるもので、介護保険特別会計に繰り出しを行います。

９ページをお願いいたします。

項２・国庫補助金、目２・民生費国庫補助金、節２・児童福祉費補助金で１億３２２６万７０００円を計上しております。

説明欄で、保育緊急確保事業費補助金３１９７万４０００円を減額しておりますが、これは、今年度において、その下の段に記載しております、子ども・子育て支援交付金に名称が変わり、また、国庫支出金と県支出金の負担割合も見直されたため、改めまして９８１０万５０００円を計上したところでございます。

また、この９８１０万５０００円のうちの１１７８万７０００円は、放課後児童健全育成事業における新規事業としまして、放課後児童クラブの送迎に対する支援や放課後児童支援員の処遇改善に対する補助などが今回追加されております。

次の保育所等整備交付金６６１３万６０００円は、東陽町の私立保育所太陽保育園の移転改築に対する補助でございます。

次に、同項、目４・土木費国庫補助金、節１・道路橋梁費補助金で２９６２万９０００円を計上しておりますが、これは橋梁長寿命化修繕事業で、当初の予定より橋梁詳細点検業務委託で２６２橋分及び橋梁補修工事に伴う設計業務委託で４橋分の増額内示があったことによるものでございます。

次に、款１５・県支出金、項１・県負担金、目１・民生費県負担金、節１・社会福祉費負担金で、８１４万１０００円を計上しておりますが、これは先ほど、国庫負担金のところで説明いたしました、低所得者保険料軽減負担金の県の負担分でございます。

次の、項２・県補助金、目１・総務費県補助金、節１・総務管理費補助金では、２５２１万２０００円を計上しております。

その内訳として、先ほど、総務費分担金のところでも申し上げました、携帯電話基地局１カ所の施設整備等に伴う携帯電話等エリア整備事業費補助金２１７２万４０００円と、クルーズ客船を通じた観光客誘致事業として、中心商店街や日奈久温泉へのシャトルバス運行などのおもてなし強化に係る経費に対する地域づくり夢チャレンジ推進補助金３４８万８０００円を計上いたしております。

１０ページをお願いいたします。

項２・県補助金、目２・民生費県補助金、節２・児童福祉費補助金で、４２５５万７０００円の減額をいたしておりますが、これは先ほど、民生費国庫補助金の説明で申し上げました、歳入の組み替えによって減額となったものでございます。

説明欄で減額しております補助金は、名称が変わることによるものや、補助率が３分の２から３分の１に減るものがございますが、その減額分は新たな補助金名称になったものや国庫補助金に組み替えられたものであり、国庫補助金と県補助金の補助総額に変更はございません。

なお、放課後児童健全育成事業費補助金５０１７万１０００円の中には、国庫補助金のところで説明いたしました、新規事業分１１７８万７０００円も含まれております。

次に、同項、目３・衛生費県補助金、節１・保健衛生費補助金は、風しん予防接種事業費補助金４３万５０００円でございます。これは、主に妊娠を希望される女性のうち、風疹に感染する可能性があると判断された方が、予防接種を受けられた場合に助成するものです。

次に、同項、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で、１億９１１２万２０００円を計上しておりますが、その内訳としまして、まず、経営体育成支援事業補助金４５８６万円は、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資を受け、農業用機械などを導入する際、その融資残について補助するものでございます。

次に、強い農業づくり交付金事業補助金９９８３万４０００円は、八代うまかトマト研究会の低コスト耐候性ハウス導入に対するものでございます。

次のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金３４７９万円は、ＪＡやつしろ園芸部などの事業主体が、稼げる園芸産地を育成するために、農業施設・機械等の整備に要する経費に対して補助するものです。

次に、熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業補助金６万６０００円は、ＪＡやつしろ果樹部会が実施します、不知火類カンキツを対象としました腐敗防止対策及び長期貯蔵技術の導入に対して補助するものです。

次の多面機能支払交付金事業補助金８９７万２０００円は、農地や農業用水等を保全管理する活動や、水路・農道等の軽微な補修などを地域住民と共同で行う活動に対して補助するものです。

次の飼料用米利用拡大支援事業補助金１６０万円は、畜産農家が行う付加価値の高い飼料を提供するための新品種の栽培試験や、家畜への給与実証事業に対して補助するものです。

次に、同項、同目、節３・水産業費補助金で、水産基盤整備交付金として１５５万円を計上しております。これは、古紙から再生紙を製造する過程での燃焼灰、ペーパースラッジ灰といいますが、これを用いてアサリ漁場における稚貝の沈着実証試験を行うもので、効果が認められれば、現在のケアシェルを利用する方法に比べて数十分の１までコストが抑えられ、アサリ資源回復の有効な資材となるというものです。

次に、同項、目５・土木費県補助金、節４・河川費補助金では、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金として３００万円を計上いたしております。

これは、土砂災害特別警戒区域に居住する方が、危険住宅を除去し移転するために要する経費を１件当たり最大で３００万円補助するものです。

次に、同項、目７・教育費県補助金、節４・社会教育費補助金で、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金４９万７０００円を計上しておりますが、これは地理的理由から学習支援を受けにくい生徒に対して、教師ＯＢや大学生などが学習支援を行うもので、今年度はモデル的に二見中学校及び坂本中学校を対象としております。

１１ページをお願いいたします。

項３・委託金、目５・教育費委託金、節１・小学校費委託金で、４５万５０００円を計上しております。

これは、八千把小学校が県の指定を受け、学習指導の改善充実などを図るための調査研究を行う経費に対する県指定研究推進校委託金でございます。

同じく、節２・中学校費委託金では、鏡中学校を対象として、いじめを許さない環境づくりを推進するための経費に対する県指定研究推進校委託金７０万円を計上しております。

次に、款２０・諸収入、項４、目５、節８・雑入で、２８４７万円を計上しております。

まず、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金１５５０万円でございますが、内訳は、鏡町大還自治会コミュニティセンターの建てかえに１０５０万円、上鏡獅子組保存会の衣装整備並びに中島町が管理する妙見祭の笠鉾奉納に係る衣装整備に要する経費に、それぞれ２５０万円を助成するものです。

次の地域活性化センター助成金１００万円は、日奈久で開催される第２４回全国山頭火フォーラムに要する経費について既決予算を拡充し、補助するものです。

次の土地改良施設維持管理適正化事業交付金１１９７万円は、八代南部排水機場の１号ポンプのオーバーホールに対する交付金でございます。

次の、款２１、項１・市債、目１・総務債、節１・総務管理債７２０万円は、今回、歳出補正で計上しております携帯電話等エリア整備事業に係るもので、起債対象経費から補助金及び分担金を除いた額の１００％を過疎債で予定しております。

次に、目４・土木債、節１・道路橋梁債で、４８６０万円を計上いたしております。まず、橋梁長寿命化修繕事業の７４０万円は、起債対象経費から補助額を除いた額の９０％の起債でございます。

また、市内一円道路整備事業の４１２０万円は、昨年、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことで諸経費が上昇し、また、今年度から労務単価及び資材単価が上昇したことにより、工事費用が当初予定より５０００万円増加するため、それに伴います起債額の追加でございます。

次の節４・都市計画債で、３１３０万円を計上しておりますが、これは、龍峯地区公園整備事業において、先ほどの市内一円道路整備事業と同様、労務単価の上昇と遊具等の資材単価が上昇したことにより、工事費用が当初予定より３３００万円増加したため、それに伴います起債額の追加でございます。

以上、今回補正の歳入合計５億８４３０万円の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

１２ページをお願いいたします。

款２・総務費、項１・総務管理費、目６・情報推進費で、３２６１万２０００円を計上しておりますが、携帯電話等エリア整備事業による携帯電話基地局の施設整備等に係る経費でございます。今回は、坂本町の袈裟堂地区に基地局及び伝送路の整備を行い、携帯電話不感地区の解消を図るものです。

節１３・委託料９４０万６０００円は、基地局施設、通信設備及び伝送路に係る調査設計監理業務委託に要する経費でございます。

節１４・使用料及び賃借料の２万６０００円は、伝送路の電柱供架料でございます。

節１５・工事請負費２０１９万６０００円は、基地局施設整備工事、通信設備工事及び伝送路工事に係るものでございます。

節１７・公有財産購入費３９万円は、基地局敷地１３０平方メートルの用地購入費でございます。

節１８・備品購入費２４９万４０００円は、通信設備機器の購入費でございます。

節２２・補償、補填及び賠償金１０万円は、用地購入に係る立竹木補償費でございます。

なお、財源は、県支出金、市債及び分担金でございます。

以上、歳出の総務費の説明といたします。

これで、平成２７年度八代市一般会計補正予算・第１号の総務委員会付託分の説明といたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、それでは以上の部分について質疑を行います。何かありますか。

**○委員（矢本善彦君）**　いいですか。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、矢本委員。

**○委員（矢本善彦君）**　ちょっと教えてください。

携帯電話のエリア整備事業、これ市内に何カ所ぐらいあるのかな。今回、袈裟堂だけど。

**○情報政策課長（生田　隆君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　生田情報政策課長。

**○情報政策課長（生田　隆君）**　はい。ただいまの御質問の携帯不感地域についての御質問でございますけれども、現在、今度整備します袈裟堂地区を除きまして市内９地区、世帯数にしまして２９世帯、人口にいたしまして７９名が不感地区ということで把握いたしまして、県のほうに報告しているところでございます。

**○委員（矢本善彦君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　矢本委員。

**○委員（矢本善彦君）**　９地区ばちょっと教えて。

**○情報政策課長（生田　隆君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　生田情報政策課長。

**○情報政策課長（生田　隆君）**　はい。まず、坂本町が２カ所でございます。場所名としましては、九折１世帯お二人、岳３世帯５名。それから、東陽町美生地区の一部の１世帯５名と座連地区の５世帯の１８名。泉町にまいりまして、上樅木が４世帯１６名、小原３世帯９名、保口２世帯３名、二見赤松町の越猪地区が７世帯１４名、東町の坂谷地区ここが３世帯７名の以上の９地区でございます。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

**○委員長（福嶋安徳君）**　いいですか。

**○委員（矢本善彦君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　これより採決いたします。

議案第５３号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

**◎議案第７０号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第２号（関係分）**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、議案第７０号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第２号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　辻本財務部次長。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　はい。それでは、引き続き座らせていただきまして、説明いたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　どうぞ。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　それでは、今回、追加いたしております議案書のその２をお願いいたします。

１枚めくっていただきまして、議案第７０号・平成２７年度――（「ちょっと待って」「委員長、ちょっと小会よかですか」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、小会します。

（午前１０時２２分　小会）

---

（午前１０時２３分　本会）

**○委員長（福嶋安徳君）**　本会に戻します。何か意見はありませんか。（「まだ説明が」「次長おらすけん説明させ」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　済みません。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　はい。それでは、議案第７０号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第２号の総務委員会付託分につきまして説明をいたします。

それでは、１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で歳入歳出それぞれ７９９１万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５７６億８１万円といたしております。

次に、第２条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、３ページの表で説明いたします。

それでは、３ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございますが、今回は、災害復旧事業について追加するものでございまして、限度額１４７０万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

なお、詳細につきましては、７ページの歳入、款２１・市債のところで改めて説明をいたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

６ページをお願いいたします。

款１０、項１、目１、節１・地方交付税で、３９３５万円を補正しておりますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項１・国庫負担金、目３・災害復旧費国庫負担金、節１・公共土木施設災害復旧費負担金で、１３３４万円を計上いたしております。

これは、先月の６月２日から３日にかけて、また、６月１０日から１１日にかけての梅雨前線豪雨により被害を受けました市道市ノ俣線など３路線の災害復旧事業の国庫負担金として、国庫負担事業費２０００万円の６６．７％を予定しております。

次に、款１５・県支出金、項２・県補助金、目８・災害復旧費県補助金、節１・農林水産業施設災害復旧費補助金で、１２５２万円を計上いたしております。

これも６月の梅雨前線豪雨によりまして被害を受けました、袈裟堂深水線など林道６路線の災害復旧事業でございまして、補助対象事業費の１０分の６．５または１０分の５を予定いたしております。

７ページをお願いいたします。

款２１、項１・市債、目７・災害復旧債、節１・農林水産業施設災害復旧債で、８１０万円を計上いたしておりますが、これも先月の梅雨前線豪雨によりまして被害を受けました袈裟堂深水線など林道６路線の本格的な林道施設災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の９０％でございます。

また、同項、同目、節２・公共土木施設災害復旧債で６６０万円を計上しておりますが、これも梅雨前線豪雨で被害を受けました市道市ノ俣線など３路線の道路橋梁施設災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％でございます。

以上、今回補正の歳入合計７９９１万円の説明といたします。

なお、総務費関係の歳出の補正はございませんので、これで議案第７０号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第２号の説明といたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

**○委員（橋本幸一君）**　よろしいですか。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、橋本委員。

**○委員（橋本幸一君）**　今回の追加の災害復旧というのは、非常に迅速な対応で予算化されて、これは大変感謝している次第ですが、今後まだ梅雨が続くわけで、後の、もしもの災害が起きた場合については、迅速な対応をとっていただいてですね、地域住民の安全・安心を確保してほしいと思います。

以上です。

**○委員長（福嶋安徳君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　ないようです。これより採決いたします。

議案第７０号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第２号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

**◎議案第５５号・専決処分の報告及びその承認について（平成２６年度八代市一般会計補正予算・第１３号）**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、事件議案の審査に入ります。議案第５５号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第１３号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　辻本財務部次長。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　はい、それでは引き続きまして、座らせていただきまして、説明をいたします。

それでは、議案書の１ページをお願いします。よろしいでしょうか。

議案第５５号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成２６年度八代市一般会計補正予算・第１３号で、３月定例会後に、繰越明許費の追加・変更並びに起債の調整が必要となりましたので、平成２７年３月３１日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、５ページをお願いいたします。

第１条は、歳入予算の補正でございますが、歳入の調整のみを行っております。

また、第２条で繰越明許費の補正を、第３条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、６ページ、７ページの表で説明いたします。

それでは、６ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費補正でございますが、まず、繰越明許費の追加としまして、款７・土木費、項４・港湾費におきまして、八代港県営事業負担金事業で４００万円の繰り越し限度額の追加設定を行っております。これは、クルーズ船の航行安全調査が調査内容の変更により、年度内で完了できなかったためでございます。

次に、繰越明許費の変更では、款８、項１・消防費におきまして、消防施設整備事業の補正前の額５７６万８０００円に８７万円を加えました６６３万８０００円といたしております。

これは、さきの３月定例会におきまして、繰越明許費の設定をしておりました、坂本町中津道地区統合簡易水道事業における配水管改良工事に伴った消火栓４基分の設置に対して、その負担金を支出する必要があるため、増額変更を行ったものでございます。

次に、７ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正でございますが、これは、臨時財政対策債を借り入れ可能額まで増額し、一方で、地方債の償還額に対して、地方交付税措置が全くない事業の一部について借り入れを取りやめたことにより、地方債の目的ごとの限度額の変更を行ったものでございます。

詳しい内容は、１０ページの歳入、款２１・

市債で説明をいたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

１０ページをお願いいたします。

款２１、項１・市債、目１・総務債、節１・総務管理債で、８５３０万円の増額補正をしております。これは、臨時財政対策債でございますが、地方の一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債であり、後年度、起債償還額の１００％が地方交付税で措置されるもので、当初見込みより借り入れることができるようになったことにより、増額を行ったものでございます。

また、同項、目４・土木債では、同額の８５３０万円を減額補正しております。

これは、起債償還額に対して地方交付税措置のない事業の一部について借り入れを取りやめたことによる減額であります。

内訳としましては、まず、節２・河川債では、市内一円河川改修事業で２８８０万円を。

次に、節３・港湾債では、日奈久港港湾改修事業で２５０万円を。

それから節４・都市計画債では、市内一円都市下水路整備事業で５４００万円を、それぞれ減額しております。

以上が歳入の説明でございます。

なお、歳出の補正はございませんので、これで専決処分いたしました平成２６年度八代市一般会計補正予算・第１３号の説明といたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（島田一已君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　島田委員。

**○委員（島田一已君）**　はい。歳入のところの１０ページですけども、土木費、減額というお話がありまして、借り入れ取りやめとなると、どういった事情があったんでしょうか。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　辻本財務部次長。

**○財務部次長（辻本士誠君）**　はい。この部分、土木債と総務債で同額を増減しておりますが、説明いたしましたところで、臨時財政対策債という部分が、後年度、償還額に対して１００％地方交付税で返ってくると。というところで、有利な起債のほうに変えたということでございます。（委員島田一已君「はい」と呼ぶ）

**○委員長（福嶋安徳君）**　よございますか。

**○委員（島田一已君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　ないようです。これより採決いたします。

議案第５５号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第１３号に係る専決処分の報告及びその承認については承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

**◎議案第５６号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、議案第５６号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

**○財務部理事兼市民税課長（硴塚康浩君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　硴塚財務部理事兼市民税課長。

**○財務部理事兼市民税課長（硴塚康浩君）**　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

市民税課の硴塚です。

**○財務部理事兼資産税課長（浅田敏男君）**　はい、資産税課の浅田でございます。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。

**○財務部理事兼市民税課長（硴塚康浩君）**　座りまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書の１３ページをお願いいたします。

議案第５６号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由ですが、専決処分した事件については、地方自治法第１７９条第３項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものです。

１４ページをお願いいたします。

専決第４号・専決処分書でございまして、内容は、八代市市税条例等の一部を改正する条例でございます。

１５ページから２８ページまでは、改正条文が記載されておりますが、改正箇所も多く、非常にわかりにくいと思いますので、改正内容の主なものにつきまして、お手元に配付しております、右上に議案第５６号関係資料と書いてあります１枚物を両面コピーしておりますが、の資料で御説明いたしたいと思います。（「どれ、ちょっと待って」「以前配ってあっとでしょ」と呼ぶ者あり）議案第５６号。（「担当箱んと」「担当箱に」「委員長、小会お願いします」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、小会いたします。

（午前１０時３８分　小会）

---

（午前１０時３９分　本会）

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、本会に戻します。それでは説明願います。

**○財務部理事兼市民税課長（硴塚康浩君）**　はい。専決の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成２７年３月３１日に公布され、平成２７年４月１日からの施行となりますことから、八代市市税条例においても必要な改正を行い、３月３１日付で専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきましては、市民税に関するものは私のほうで、資産税に関するものは、この後、浅田資産税課長より御説明いたします。

まず、今回は、改正箇所が非常に多いのでございますが、その中で同じ内容のものがたくさん出てまいります。それは、個人番号及び法人番号という文言でして、御存じと思いますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成２５年法律第２７号、いわゆるマイナンバー制度により、条例中に届け出事項として新たに規定されたものでございます。

市民税に関するものは、特に身近に関係するものの中から、主なもの４つを御説明いたします。

まず、１つ目ですけれども、軽自動車税の見直しでございます。

これは、平成２７年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入するものです。いわゆる軽課税と言いますが、平成２８年度の税額を減額するものです。

例えば、軽四輪乗用（自家用）の２８年度税額は１万８００円になりますが、７５％減額の場合には２７００円に、５０％減額の場合には５４００円に、２５％減額の場合には８１００

円となるものです。なお、経年車、いわゆる最初の新規検査から１３年を経過した軽四輪等については、逆に重課税が行われますが、昨年６月の当委員会で説明済みのため省略させていただきます。

また、二輪車等に係る税率引き上げについては、当初、平成２７年４月１日から実施予定だったものが、平成２８年４月１日に延期されたものでございます。

２つ目、住宅ローン減税の延長ですが、消費税が５％から８％に上がった時点から、所得税と同様に市民税の税額控除の限度額を引き上げてありますが、消費税が１０％に引き上げられるのが、平成２７年１０月から平成２９年４月に延期されたことから、その影響を考慮し、当初、平成２９年１２月３１日までだったものを平成３１年６月３０日まで１年半延長するものでございます。

そして、３つ目のふるさと納税ですが、これは、寄附金税額控除のことでして、年々増加しており、地方公共団体等の貴重な財源となっているふるさと納税をさらに促進するため、個人住民税の特例控除額の上限を１割から２割に拡充するものです。平成２７年度の寄附から対象となり、平成２８年度以降の個人住民税の税額から控除されます。

また、申告手続の簡素化も行われ、これまで寄附者は、確定申告をして税額控除を受けていましたが、確定申告が不要な給与所得者等に限り、個人住民税課税市町村に対し、寄附を受けた自治体が、控除申請を本人にかわって行うことを寄附者が要請できることになりました。

４つ目、市町村たばこ税ですが、旧３級品の製造たばこに係る地方のたばこ税の特例税率を平成２８年４月１日から平成３１年４月１日までの間に段階的に税率を引き上げ、廃止するというものです。

具体的に申し上げますと、たばこ１箱当たり、２８年４月に２０円、２９年４月に２０円、３０年４月に３０円、３１年４月に５８．６４円上がります。なお、この税額には、国税であるたばこ税、たばこ特別税が含まれております。

ちなみに、旧３級品とは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの６銘柄でございます。

以上で市民税課関係部分の説明を終わらせていただきます。

**○財務部理事兼資産税課長（浅田敏男君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　浅田財務部理事兼資産税課長。

**○財務部理事兼資産税課長（浅田敏男君）**　はい。資産税課の浅田でございます。引き続き、座りまして説明をさせていただきます。

条例の一部改正、資産税課分について、引き続き１枚物の、総務委員会資料に基づきまして御説明をいたします。

資料の裏面、２、資産税に関するものをごらんください。

（１）は、家屋・償却資産の課税標準及び税額の特例によるもので、地方税法の改正によりまして、課税標準及び税額の軽減割合を一定の範囲内で地方公共団体が自主的に判断し、条例で制定することとされたことによりまして、これらの割合を定めるものでございます。

第５項、第６項は、津波防災地域づくりに関する法律に基づきまして、管理協定が締結された津波防災避難施設の用に供する家屋及び誘導灯、誘導標識等の一定の償却資産が、第９項は、サービスつき高齢者向け賃借住宅のうち主要構造部が耐火構造になっていること、住宅の戸数が５戸以上あること等、一定のものがそれぞれ対象となります。

いずれも地方税法に規定されていた改正前と同じ割合で、それぞれ参酌すべき割合となっていることから、その割合で定めたものでござい

ます。

なお、それぞれの条項の追加によりまして、第５項に規定されていた浸水防止用設備及び第６項に定められていた自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対する特例は、第７項及び第８項へ繰り下げられていますが、条文の内容に変更はございません。

続きまして、（２）は、土地の負担調整措置等についてでございますが、３年間の延長に伴う改正でございます。

附則第１１条の２、附則第１２条、附則第１３条は、地価の下落時における価格の修正の特例及び宅地と農地の負担調整の特例を３年間延長するものでございます。

これは、３年に一度評価がえが行われ、平成２７年度が基準年度となることに伴いまして、条見出し及び条文中の年度を改正するもので、改正前の年度にそれぞれ３年を足したのが改正後の年度となっております。

また、附則第１５条は、特別土地保有税の課税標準の特例でございます。附則第１５条の改正につきましても、３年間延長するものでございます。なお、特別土地保有税は平成１５年度から課税が停止されており、本市に特別土地保有税が課税されているところはございませんが、税法上は、市町村が課することができる税目として、まだ残っていることから改正するものでございます。

以上、今回の改正は、平成２７年４月１日から施行となるもので、地方税法の改正に伴うものでございます。

以上で資産税課関係分の説明を終わります。

御審議方、よろしくお願いします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、それでは以上の部分について質疑を行います。何かありませんか。

**○委員（鈴木田幸一君）**　ちょっとよかですか。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、鈴木田委員。

**○委員（鈴木田幸一君）**　はい。ふるさと納税についてですけど、今、非常にふるさと納税がいろんなマスコミ等も含めて、一般の方々に浸透していきよるなと思うし、そのふるさと納税の額が非常にふえているというのを身近に感じておるところなんですけれども、これについて、手続の簡素化という部分について、広報は何か考えておるんですかね。

これ今度簡素化するわけでしょう。で、簡素化するわけですけど、これについて一般の方に簡素化なっていくとですよ、あるいは、これについては確定申告はせぬで、請求をせぬばいかんとでしょう、この場合は。そういったことの――についてのいわゆる広報、いろいろ考えておられるかというのをお聞きしたいんですけど。

**○財務部理事兼市民税課長（礒塚康浩君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　礒塚市民税課長。

**○財務部理事兼市民税課長（礒塚康浩君）**　はい。確かに改正の内容につきましては、市民の皆様に広報する必要があると思いますので、具体的にいつごろというのはありませんけれども、広報媒体、市報ですとかエフエムやつしろですとかホームページですとか、そういうものに今後載せるようにですね、広報するようにしてまいりたいと思います。

２８年度分からの適用、法律は２７年度施行なんですけど、２８年度からの適用でございますので、これから広報については、やってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○委員（鈴木田幸一君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、鈴木田委員。

**○委員（鈴木田幸一君）**　はい。今ですね、非常に、これについては一般の方が興味を持っておられますので、ぜひ、これ、このふるさと納税に対する広報活動っちゅうとはですね、もっともっと続けていくならばですね、八代市に財

政がいろんな形でふえる可能性がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（福嶋安徳君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　これより採決いたします。

議案第５６号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手全員と認め、本件は承認されました。

---

**◎議案第６０号・財産の貸付けについて**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、議案第６０号・財産の貸付けについてを議題とし、説明を求めます。

**○財政課長（佐藤圭太君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　佐藤財政課長。

**○財政課長（佐藤圭太君）**　はい。こんにちは。財政課佐藤でございます。着座にて説明させていただきます。

まず、議案書の３５ページをお願いいたします。

議案第６０号・財産の貸付けについてでございます。

下段の提案理由に示しておりますとおり、財産を減額して貸し付けるには、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

今回は、旧宮地東小学校の土地及び建物を減額して貸し付けるための提案でございます。

議案書に記載しておりますとおり、１の土地及び建物の所在地は、八代市東町５４６８番地１。

２の土地及び建物の規模は、土地が３８９７．５６平方メートル、建物が、１２４２．３０平方メートルで、棟番号１から４まで記しておりますが、次ページの下段にその位置図を示しておりますので、あわせてごらんください。

棟番号１が校舎部分で、構造が木造一部鉄筋コンクリートづくり平屋建てで、床面積８５２．７０平方メートル。

棟番号２が屋内運動場、体育館部分で、構造が鉄骨づくり一部木造２階建てで、床面積３１９．１０平方メートル。

棟番号３が渡り廊下部分で、構造が木造平屋建て、床面積６２．５０平方メートル。

棟番号４がプール機械室で、構造がブロックづくり一部鉄骨づくり平屋建てで、床面積８．００平方メートルとなっております。

次に、３の契約の相手方でございますけども、福岡市中央区天神３丁目１６番１８号３階にあります、株式会社Ｂｅ　ｂｌｏｏｍ（ビーブルーム）、代表取締役は物袋栄一氏でございます。

次に、４の貸し付け期間でございますが、議決日から平成３０年３月３１日までございます。

次に、５の貸し付け料は、議決日から１年間は無償とし、２年目以降は月額１５万円でございます。

これは、募集当初、貸し付け価格につきましては、固定資産評価額を参考に、月額２０万２６３７円と設定しておりましたが、応募が１社であったこと、また、旧宮地東小体育館は耐震補強工事が必要であり、工事は借り主でございます株式会社ビーブルームが行うため、改修工事に時間と費用がかかりますことから、１年目は無償貸し付け、２年目以降は予定貸し付け価格より低い価格であります月額１５万円で貸し

付けることとなったため、今回の提案に至った次第でございます。

議案書とは別に、別添資料を配布しておりますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。Ａ４縦で、右肩に議案第６０号関係資料。それから、本日の日付と財政課と記載している分でございます。

１、貸し付けに至るまでの経緯について記載しております。まずは、昨年の１１月２７日に廃校跡地を利用した事業の運営事業者募集要項をホームページ等に掲載し、事業者募集を開始いたしました。

同年１２月２５日に株式会社ビーブルームから低価格な団体専用の宿泊施設として応募を受け付けたところでございまして、応募は１社のみでございました。

次に、平成２７年１月２３日に株式会社ビーブルームの応募申請に係る地元住民説明会を開催し、地元住民にも御理解を得たところでございます。

次に、同年２月５日に副市長を委員長とします利用候補者選定委員会審査会を開催し、貸し付け先に決定し、同年５月１３日に同社と土地建物賃貸借仮契約を締結した次第でございます。

次に、２の株式会社ビーブルームの会社概要でございますが、設立年月日が平成２５年９月の２日、資本金５００万、従業員数が５０名。事業内容は居酒屋など飲食事業経営を初め、総合フードサービス、不動産業、広告代理業など幅広い分野で事業を展開しておられ、店舗数は、応募時点でございますが、九州地区内に１２店舗を出店しておられます。

本件に関しまして、本施設を株式会社ビーブルームに貸し付けることによりまして、廃校跡地に代表されます、未利用または利用度が極めて低い市有資産の有効活用による歳入の確保及び歳出の削減とともに、地域活性化の一助となることを期待しているところでございます。

以上をもちまして説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。それでは以上の部分について質疑を行います。

**○委員（上村哲三君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　市有資産の有効活用という意味で、大変結構な話だというふうに思うんですが、ちょっと事業内容をもうちょっと詳しく教えていただけますかね。低価格な団体専用の宿泊施設として利用するということですが、その団体専用はどのような団体を、どのような形の受け入れをするのかというのが１つ。

それと、耐震補強を自前でやられるということで賃借料の減額というのがあっておりますが、契約が終わった後の処理はどのようにするのかですね。

それと――さしより２つよかですか。その２つ。

それともう一つあった。宿初施設とするということであればですね、お風呂とかシャワーの施設は、最低シャワーの施設ぐらいは必要じゃなかろうかと思うんだけど、これに対する改築の許可は出しているのか。または、ここにプールの使用がないようですが、それあたりでもどのような考えで――向こうが考えておられるのかですね。ちょっと、不備があるのかなというような気がするので、そこのところお答え願います。

**○教育施設課長（有馬健一君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　有馬教育施設課長。

**○教育施設課長（有馬健一君）**　まず、この宿泊施設の内容なんですけども、団体専用の宿泊施設ということですけども、職場関係のですね研修ですとか、あるいはスポーツ合宿、あるいは体験学習等のですね宿泊の誘致をしたいというお考えでございます。

それとあと、契約が終わった後の処置ですけ

ども、基本的にこの契約が終わりましたら、後、更新しないということであればですね、もう、現状というか現状復旧で返していただくという形になろうかと思います。また、もし今後とも更新したいということであれば、後の公募をかけるか、そこは、その後検討はしていきたいというふうには考えております。

あと、シャワーとか風呂につきましては、改修が、宿泊施設ですので、そこについては確保したいということでありますけども、改修がどのくらい工期的にかかるかというのがまだ打ち合わせが終わってないんですけども、内容について、まだどういった改修をするというのはまだ。改修はしたいという話はしてるんですけども、当面は近隣のお風呂、温泉施設等を活用したいということではありますけども、将来的には、施設の一部を改修してしたいということではあります。

現況の施設の中には、一部シャワーはございますので、それは利用はできるかなというふうには考えております。

**○委員（上村哲三君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　今の話やったらね、契約をする時点で、そういうのも全部うたっとけばいいんですが、契約にそういうのはうたってるんですか。

**○教育施設課長（有馬健一君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　有馬教育施設課長。

**○教育施設課長（有馬健一君）**　はい。契約が終わりましたら、基本的には現状復旧ということで返していただくということにはなっております。

**○委員（上村哲三君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　はい。あのね、契約期間見れば短いですよね、割とね。普通の耐震補強の投資なんかは結構な額が要る。今、学校施設をずっとやってきたからですね、本市でも。やってきた中で相当な額がかかるというのをですね、借り主がやられるということであれば、結構な投資だと思うんですよ。

その分減額をしてあるということはわかるんですが、それを現況復旧して戻しなさいというよりも、先でまた、いろんな公募をしたりして、ここを利用していくちゅう分じゃあ、別に現況復旧を求めなくてもいいんじゃないですか。契約は、もし相手が更新をされないということであればですね、ほかの使い道いうなのもまた生まれてくるかもしれないので、そこんところはしっかり申し合わせをしてあるんですかね。

**○教育施設課長（有馬健一君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　有馬教育施設課長。

**○教育施設課長（有馬健一君）**　はい。体育館のですね、耐震補強に関しますと、当然、今、耐震上ですね、強度が不足しているという状況ですので、借りられるビーブルームのほうで、そこは耐震補強されると。で、これを契約が切れた時点で元の形にして返していただくということは考えておりません。当然、耐震補強することによって、その体育館がまた利用できるというふうな形になりますので。そこについては、耐震補強をした形でですね、また返していただくと。そのことによって、またその後もその体育館は利用可能ということになりますので、改修した後、後の利用上、もし違う団体がまた借りたときにですね、その支障がないということであれば、改修した形でですね、また元に戻していただくということで、契約の一応話をしているところでございます。

**○委員（上村哲三君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　いや、先ほど、最初の説明でね、現況復旧して返していただくということを言うたから、私は尋ねたんであってね、そういう話になっとれば全然別の話になるとい

うこと。説明、ちょっと考えてして。

普通、民間のアパートとかなんとかはね、借りた場合には現況復旧して戻すちゅうのが、契約終わったら基本ですよ。ただ、この場合はちょっと違うんでね。賃貸の条件の中にね、おたくのほうでやられるんでしょうと。だったら、その分賃借料も減額をしますよというようなね、特記でやってるんだから、だから、これにはそぐわないというふうな気持ちで僕は言ったんであってですね、そのところはちゃんと説明してもらえばいいわけであるから。

だから、うまいこと市有資産の活用ということを今、それぞれの議員さんもね、いろんな場で言っておられるから、そこんところをよく判断してですね、今後とも利用できるやつは長寿命化のいろんな施策もあって、ほかの部署もやってるんで、そこのところも含めながらですね、よりよい方向で進めていってください。

できれば継続してどんどん使っていただけるようなね、方向性を持っていって、進めていただければと思います。

以上です。これは意見ですので。答弁は要りません。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。ほかに意見ありませんか。ほかにありませんか。答弁は要らない、意見として。

**○委員（中山諭扶哉君）**　済みません。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、中山委員。

**○委員（中山諭扶哉君）**　プールの件はどうなっとですかね。

**○教育施設課長（有馬健一君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、有馬教育施設課長。

**○教育施設課長（有馬健一君）**　はい。失礼しました。プールの件につきましてはですね、できれば利用したいということであります。

このビーブルームさんのですね、宿泊施設として活用する上でですね、古い学校の雰囲気を残しながらですね、その宿泊施設として活用したいということですので、プールのほうも改修等が必要になってくるかと思いますけども、プールのほうも使用したいと、この資料のほうには、建物としては入っておりませんけども、構造物ではないということでプールのほうは入っておりませんけども、プールのほうは活用したいということでございます。

以上です。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、いいですか。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　ないようです。これより採決いたします。

議案第６０号・財産の貸付けについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手全員と認め、本件は可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

**◎議案第６１号・あらたに生じた土地の確認について**

**◎議案第６２号・町区域の変更について**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、議案第６１号・あらたに生じた土地の確認について及び議案第６２号・町区域の変更についての２件については関連がありますので、本２件を一括を議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本２件について一括して説明を求めます。

**○土木課長（松本浩二君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　松本土木課長。

**○土木課長（松本浩二君）**　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、どうぞ。

**○土木課長（松本浩二君）**　御審議をお願いいたします、議案第６１号と議案第６２号では、海面の埋め立てで新しく発生しました土地に対する一連の手続として関係がございますので、一括して御説明いたします。

それではまず、３７ページをお願いいたします。

議案第６１号のあらたに生じた土地の確認につきまして御説明いたします。

これは、市町村の区域内で海面や河川などを埋め立てて永続的に陸地とする場合、その土地を確認することを新たに生じた土地の確認と言いまして、地方自治法に基づき、議会の議決を経て、この土地を確認するものでございます。

この議案で確認をお願いします土地は、３８ページの位置図に示してございますが、八代市日奈久栄町１２０地先並びに７１に隣接する道路に隣接する水路に隣接する無番地地先公有水面埋立地で、面積が５３８．３９平方メートルでございます。

この埋め立ては、日奈久港港湾整備事業として、平成５年１２月１４日に公有水面埋め立て免許を取得したもので、これまで２回に分けて部分竣功をしており、今回の区域は、昨年度の日奈久港護岸改修工事によりまして、平成２７年１月３０日に工事が竣工し、３月２４日に公有水面埋立法に基づき竣功認可されたものです。

位置につきましては、日奈久地先の埋め立てに伴い前出しをいたしました港の一部で、現在、日奈久漁協の事務所が建っておりますところから２０メートルほど西側の位置になります。

以上で議案第６１号の説明を終わりまして、引き続き議案第６２号の説明をいたします。

３９ページをお願いいたします。

議案第６２号の町区域の変更については、先ほどの議案第６１号で確認をお願いいたしました土地を不動産登記し、他の町区域に編入する必要がありますことから、土地の確認手続とあわせて、町区域の変更の手続をお願いするものです。

新たに生じた土地は、先ほどの議案第６１号で確認をお願いいたしました八代市日奈久栄町１２０地先並びに７１に隣接する道路に隣接する水路に隣接する無番地地先公有水面埋立地で面積が同じく５３８．３９平方メートルでございます。

本議案では、この土地を隣接いたします八代市日奈久栄町への編入をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。それでは以上の部分について質疑を行います。何かありませんか。

**○委員（橋本幸一君）**　ちょっと。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、橋本委員。

**○委員（橋本幸一君）**　尋ねたいんですが。

これは埋め立てが済んで土地ができたと。無番地ということですが、これは永久にずっと無番地ということですか。

**○土木課長（松本浩二君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　松本土木課長。

**○土木課長（松本浩二君）**　はい。この土地につきましては、無番地という意味ではございません。新たに生じた土地が、無番地地先といいますのは、堤防、この土地を示す公有水面、その地先の公有水面埋立地と言いまして、これ、堤防の地先の公有水面を埋め立てましたという位置を示す表示でございまして、今回の土地に

つきましては、日奈久栄町の中で地番が新たに発生するものと考えております。（「地番が新たに」と呼ぶ者あり）はい。

今回の御説明しましたのが、日奈久栄町７１番地というのは、この河川の向こう側の、現在、農地になっているところです。そこの地先の道路の地先の水路の先の無番地の堤防の前の埋立地と、こういう、この位置を示す表示が無番地でございます。（「もうちょっとわかりやすうな。無番地の何のかんの言うたってわからぬ」と呼ぶ者あり）

**○委員（橋本幸一君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、橋本委員。

**○委員（橋本幸一君）**　大体わかりましたが、これは結局、地主といいますか、これ八代市の所有になるんですか。

**○土木課長（松本浩二君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、松本土木課長。

**○土木課長（松本浩二君）**　はい。八代市になります。

**○委員長（福嶋安徳君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　それでは、ほかに意見はないようです。それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　これより採決いたします。

議案第６１号・あらたに生じた土地の確認については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第６２号・町区域の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手全員と認め、本案は可決されました。

（「ありがとうございました」「委員長、小会をお願いします」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前１１時１４分　小会）

---

（午前１１時１８分　本会）

**◎請願第２号・場外船券発売所誘致について**

**○委員長（福嶋安徳君）**　本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の請願１件と陳情１件、継続審査の陳情２件です。

それでは、まず、新規に付託となりました請願第２号・場外船券発売所誘致についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

**○書記（小川孝浩君）**　（書記、朗読）

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。本件について、御意見等を求めます。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、中山委員。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。このたびですね、今、説明がございましたとおりですね、地元の住民からですね上がっております請願のですね、紹介議員の一人としてですね。これがですね、地元のほうで機運が高まりまして、券売所の設置をですね、あくまでもですね、願っているんですけど、あくまでも市民と市、そして大村競艇と市がですね、話し合うための前提条件としてですね、八代市議会が反対していないことということがですね、されておりまして、ぜひともですね、このドアを開いてくださいと

いうのがですね。日奈久のですね、住民の願いでございました。まず一歩踏み出したいと。市や競艇場とのですね、話をですね、させてくれということでですね、ぜひとも採択をお願いしたいということでございます。

ぜひとも採択のほう、よろしくお願いいたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　ほかに。

**○委員（鈴木田幸一君）**　質問してよかですか。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、鈴木田委員。

**○委員（鈴木田幸一君）**　はい。場外船券発売所オラレ方式ちゅうとは、どういうことですかね。（「船券」と呼ぶ者あり）あ、ごめん、場外船券発売所オラレ方式、このオラレ方式というのは、どういう方式ばいうとっとですか。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、中山委員。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。オラレ方式というのはですね、仲介に八代市が入っておりまして、八代市がですね、オーナーさんのほうとの仲介をして経営を行っていくということでございます。（「意味がわからぬ」と呼ぶ者あり）

**○委員（鈴木田幸一君）**　はい。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい、鈴木田委員。

**○委員（鈴木田幸一君）**　仲介っていう意味がわからぬとですよ。例えば、いろんな事業をする場合は、市に対して地元がこういう事業、ものをつくってもらいたいとか言うでしょう。あるいは、こういった施設については、賛同してもらいたいということでの請願・陳情が多いですけれども、市が仲介に入って、そしてこの、仲介に入って場外船券発売所を誘致してくださいていう考え方は、今までに請願・陳情で私が聞いたことがないんですよ。だから、これにオラレ方式をていう、それをオラレ方式とするならば、もう少し私たちはこれについて勉強する必要があると思うとですよね。

どうしてかといえば、全く、今、請願・陳情が上がってきて、地元がこれを来てもらうならば地域活性化になるんだけれどっていう考えでありますから、私たちはもう、すぐにでも賛同したいんですけれども、ただ、その仲介に市が入る、その市が入るために議会の承認てなるならば、逆に、議会主導型の施設になる可能性があるんですよ。

だけん、そういった意味ではですね、やっぱしもう少し、私たちは、この施設なり、あるいは、その業者の方なりと十分に話、協議ばしながら、資料を得ておかなければ、なかなかそれについての賛同をするちゅうことになるならば、非常に難しい状態ができるかなて思うんですよ。

これは、これに限ったことではなくて、恐らくいろんな施設についてのお願いを地元からしてこられると思うんですよね。その場合、オラレ方式ちゅうことで市がします、議会は、まあわからぬでもいいから、とにかく賛成してくれよていう、そういったことにつながりゃせぬかと思いますので、その辺で。私の今の解釈でいいんですかね。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、中山委員。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。あくまでもですね、今回はですね、今、現状だと、地元の住民の方たちが、市とも話ができない、そして、大村の競艇場のほうの説明を聞きたいんだけど、それも、市のほうに、今、現状、提案だけでできないと、そういう状態にあられるので、そこをですね、何とか話すために、今回ですね、承認していただけませんかと、話すことを承認していただけませんかということでございます。（「ええ」と呼ぶ者あり）

**○委員（上村哲三君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　今、紹介議員の話、ちょっとわからぬとやけど、市との話ができないて、相談もでけぬていうことはあると。住民と

市が相談もでけぬ話が世の中にあっとですかね。そういう話はないと思うけどね。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　中山委員。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。実際ですね、八代市のスタンスとしては、これがですね、決められないというスタンスであるということで聞いてまして、やっぱり八代市が反対してると、どことも話ができないような状況ということを聞いております。

**○委員（上村哲三君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　八代市が決められないていう時点で、じゃあ議会も決められぬたい。八代市が話し合いのテーブルに乗れないていうことは、議会がそれに先立って乗っかっていくわけにはいかぬのじゃないの。

例えば、八代市には振興計画だとかね、いろんな計画があるよ、財政計画とか。そん中で、何らかの障害があるていうことを、市は、じゃあ、ある程度確認しているから、テーブルにつけないんじゃないの。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　中山委員。

**○委員（中山諭扶哉君）**　このオラレ方式を推進するに当たってですね、３つの提言がされております。

まずは、この住民の人たちの賛同が得られていること。それと、八代市議会の反対がないこと。それと、八代市長、首長の同意が得られること。この３つがありまして、まだ、今、この２つ目の八代市議会の反対がないことっていうのを、今回、問うているということでございます。

**○委員（上村哲三君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　それは、ある意味じゃね、勝手にそっちのほうが言ってるだけの話でしょう。このオラレ方式でなければできないということでもないんでしょう、公営ギャンブルは。だってＪＲＡができたときは、相当時間もかかった、町内の問題もあったけど、八代市全体の問題として公営ギャンブルは考えなきゃいけない問題でしょう。

僕は悪いとは思わぬよ。町の活性化策の一助になればね、悪いとは思わない。でも、これの合意をね、求めていくには、町内だけの話ではないたい。僕らがそれば議会で先導して認めてしまった場合には、何か議会はって言われることが周りに出てこないか、後から。

例えば、教育の問題。町内によかよ、これぐらい。でも、公営ギャンブルやる場合は、周辺何キロ以内に、そういう病院施設とか、学校施設とか、そういうのがあるかどうかの調査から、もう始めんといかぬでしょう。（「そうです、そうです」と呼ぶ者あり）ね。

いろんな面が出てくるとなればたい、町内が、まあうまくまとまっていってんのはよかけど、ちょっとやり方が違うんじゃないかなていうような気がすっとやけん。僕らも責任持って、じゃあ、はい、やりなさいて、今、ここで採決をしてよ、そして後で問題が出てきたら、責任とれるかなていう、僕ら心配があるよ。

うん。そっちが言われる条件はね、３つ、市長の同意とかね。市長も簡単に同意できぬと思うよ。日奈久だけはよかよと。しかし、ほかの町内からは、例えばたい、そりゃ日奈久じゃなくてうちに持ってきてくれって話も出てくるかもしれん。（「うん、なる」と呼ぶ者あり）な。（「そうですね」と呼ぶ者あり）だろ。その場所の問題についても。

そういうのも考えたり、それから教育現場の問題。あくまでも、やっぱこれは公営ギャンブルだから、何も問題はないとかいう話もあるかもしれん。

まあ中山議員はね、ようＪＲＡができて、あ

の側線の改良した市道の問題でもね、渋滞が起きてどうのこうのというような話をしてきてる割にはね、ここで、インターチェンジから２分で、多くの集客、交通渋滞も起こりにくいなんていうのに同意しとるごたるばってんたい。それも今まで中山議員が言ってきたのに、えらい簡単にこれに同意しとんなというふうな気もせぬでもなかっぱってんなあ。あんたはいまだに改良を求めとっとが、あそこはどぎゃんかして。で、ここは、ちょっと２分の距離ばって、あそこは３号線ばい。

そんなところとな、やっぱそぎゃんともあるけんたい、そういう意味から、いろいろまだ資料も足らぬし、見らんまんこともたくさんあるけんね、もうちょっと勉強したほうが、委員長、ようはなかかと思います。ここで即断するのはいかがなもんかなと、僕は自信がありませんので、これはもうちょっと継続審査をしてね、やっていったほうがよかごたっ気がすっとですけど。周辺の状況をよく見らんばいかぬと思います。意見を聴取せんと。

**○委員長（福嶋安徳君）**　一応、小会します。

（午前１１時３２分　小会）

---

（午前１１時４１分　本会）

**○委員長（福嶋安徳君）**　それでは、本会に戻します。

御意見をどうぞお願いします。

**○委員（中山諭扶哉君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　中山委員。

**○委員（中山諭扶哉君）**　はい。済いません。先ほどですね、私、文言の面で、採決と申しましたが、採択ということで訂正させていただきます。よろしくお願いします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。

**○委員（上村哲三君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　はい。紹介議員の話も聞きましたがですね、ちょっとこの文書とは違うニュアンスも含まれてですね、全体像、それから、その他のいろんな判断をすべきには足らないような事情がありますのでですね、内容がありますので、継続審査を行いながらですね、進めていければというふうに思います。

ここでわかったのは、地元住民、町内住民のですね、熱意だけは確かに受け取ることができました。ということですが、まだ採決をするにはですね、足らない点も多くありますので、継続審査の中でですね、していければというふうに思います。

以上です。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。双方の意見がでました。

継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

---

**◎陳情第２号・「川内原発１・２号機の再稼働」に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を八代市として申し入れることについて**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、陳情第２号・「川内原発１・２号機の再稼働」に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を八代市として申し入れることについてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

**○書記（小川孝浩君）**　（書記、朗読）

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。本件について、御意見を求めます。

**○委員（鈴木田幸一君）**　よろしいですかね。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、鈴木田委員。

**○委員（鈴木田幸一君）**　はい。実は、私、薩摩川内の、これは地元なんですけれども、市議会だよりというのをですね、資料として扱っておりますけれどもですね、これによりますとですね、地元のほうがですね、再稼働については、もう結論が出ているて。だから、無理に参考人招致も必要もないということでありますし、言うならば、私たちはもうずっと遠くにおるわけなんですけれども、いろんな状況から考えて、住民の不安をあおるような行為をする必要もないんじゃないかっていうふうな考えをしております。

そういった意味からですね、やっぱし地元さえも、この結論が出ているていうことで否決しておりますので、今回はですね、確かにそういった言葉が出ているのはわかりますけれども、八代市としてはですね、出てる結論に対して、わざわざまた広げる必要もないんじゃないかということで、審議未了でもいいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。ほかに意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　ほかにないようです。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。

採決をとりたいと思います。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第２号・「川内原発１・２号機の再稼働」に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を八代市として申し入れることについて、閉会中、継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

---

**◎平成２６年陳情第６号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて**

**◎平成２６年陳情第７号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、継続審査となっております、平成２６年陳情第６号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて及び平成２６年陳情第７号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについては、関連がありますので、本２件を一括議題とし、採決については、個々に行うことといたします。

要旨は、文書表のとおりです。

本件について、御意見を求めます。

何かありませんか。

**○委員（上村哲三君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　はい。長い間、継続審査をしてきた条項であります。まあいろいろ実態はまだまだ厳しい形が町内には残っているというふうにも伺っておりますが、ただいま継続審査してきました陳情についてはですね、内容的にも、現在、市のほうでやっておりますワーキングチームの結果、並びにまた幹事会の結果等もですね、議会への報告もあっておりますのでですね、ここの、まず第６号についてはですね、議事録開示等もこれで十分だというふうに思います。

また、２番目のですね人権の必要性、重要性は十分理解しているので、制度の抜本的な見直し及び構成の適正化を図り、より透明で中立、公正な立場の機関として業務を行って、担っていただきたいというのはですね、それをもとにワーキングチームもですね動いておることでご

ざいますのでですね、このことは、もう採択してしかるべき問題だというふうに思います。

また、あわせましてですね、陳情第７号のほうもですね、まあ６号とはちょっと文言が違いますけど、内容的にはですね、大体似通った部分でありますのでですね、同時に今回で採択してしかるべきもんだというふうに思います。

以上です。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。ほかにありませんか。（委員外議員成松由紀夫君「委員長、委員外発言よろしいでしょうか」と呼ぶ）しばらくお待ちください。

ただいま、委員外発言求められましたが、いかがいたしましょうか。お諮りいたします。いいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。それでは、成松議員。

**○委員外議員（成松由紀夫君）**　はい。お許しをいただきましたので、陳情第６号、第７号についてでございますが、きょうも町内の方々、校区の方々、いらっしゃっております。

今、現状ですね、皆様方に１つ御報告しておかなければいけないなというのは、また、海士江町内が、今、裁判で訴えられております。引き続いたような形で、角度は変えてですね。で、そういった中で、海士江町内自治会は解散をいたしました。町内会が解散するまで、今、追い詰められて、大変苦しい状況に遭っております。そういったことで、八千把の校区長も、この八千把で一番大きい、世帯も多い海士江町内が町内会を解散したというところで、市民の方々には迷惑かけないようにということで、市報の配布等々は、引き続きやられておりますが、自治会としての役割を果たせないでいる。

そして、役員さん方も、今、ストレス性帯状疱疹であったり、ＰＴＳＤであったり、そういう精神的にですね、前の前の町内長さんの後の役員さん方も苦しんでおられる現状がございますので、皆様方には、その現状を理解していただいて、ぜひですね採択の方向でお願いしたいと思いますし、海士江町内が、今、裁判であるとか、いろいろな諸問題で、この件で苦しんでおられますので、人権オンブズパーソン制度のくくりは、ひとつ除いてあげて、少しでも町内を楽にしていただきたいというふうに思いますので、皆様方の満場一致の決定の御審議を、よろしくお願いいたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　委員さんからは御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　それでは、ないようです。

これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

平成２６年陳情第６号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについては、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手多数と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま、採択と、――もう一つありました。

平成２６年陳情第７号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについては採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

**○委員長（福嶋安徳君）**　挙手多数と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま、採択と決しました陳情第６号、７号の２件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前１１時５６分　小会）

―――――――――――――――

（午前１１時５７分　本会）

**○委員長（福嶋安徳君）**　本会に戻します。

以上で付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　御異議なしと認め、そのように決しました。

―――――――――――――――

**◎所管事務調査**

**・行財政の運営に関する諸問題の調査**

**・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、当委員会の所管事務調査２件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の２件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して３件、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

―――――――――――――――

**・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略の取り組み状況について）**

**○委員長（福嶋安徳君）**　それでは、まず、八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略の取り組み状況についてをお願いいたします。

**○企画振興部長（福永知規君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　福永企画振興部長。

**○企画振興部長（福永知規君）**　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

国の地方――。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）こんにちは。（笑声）ありがとうございます。

国の地方創生に関連しまして、八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略の取り組み状況について、宮川企画政策課長のほうから詳細の報告をさせますので、よろしくお願いいたします。

**○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　宮川企画政策課長。

**○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）**　皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でございます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、どうぞ。

**○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）**　お手元には、右肩にですね、総務委員会所管事務調査資料１、八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略の取り組み状況についてという資料がございますので、そちらのほうですね御準備いただきたいと思います。

まず、人口ビジョン・総合戦略について説明をさせていただきます。

表紙には、１から５まで、基本的な考え方、国の動向など、人口ビジョンについて、総合戦略について、策定体制についてということで、この資料の中身を記載してございます。

１ページ、おめくりいただきますと、２ページには、この基本的な考え方ということで、急速な少子高齢化へ的確に対応し、人口減少対策、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること

が喫緊の課題である。国としては、この課題解決のため、まち・ひと・しごと創生を図るとされておりまして、これら一体的な推進を、まち・ひと・しごと創生というという位置づけになってございます。

国の動向につきましては、記載のとおりでございます。直近では６月３０日に、まち・ひと・しごと創生基本方針２０１５というのが閣議決定されておりますので、御承知おきいただければと思います。

次に、人口ビジョンについて御説明いたします。

各地方自治体における人口の現状分析、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものでありまして、総合戦略において効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎として位置づけられるものでございます。

その対象期間や記載内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

１ページ、おめくりいただきまして、４、総合戦略について説明をさせていただきます。

総合戦略とは、人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた、今後５カ年間の目標や施策の基本的方針、具体的な施策をまとめるものとなってございます。

総合戦略の政策分野の範囲につきましては、こちらにお示ししておりますとおり、①から④、仕事づくり、人の流れ、結婚・子育て、まちづくりに係る分野といったところをやっていくということになってございます。

次に、国の政策５原則ということが記載がございます。１から５まで、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視というようなことで、施策を展開していくということになってございます。対象期間、記載事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。

１ページ、おめくりいただきまして、策定体制でございます。

中ほどの表を見ていただきますと、表の真ん中に、まち・ひと・しごと対策本部ということが書いてございまして、これは執行部の体制をお示ししてございます。

左側に、議会ということで書いてありますとおり、この人口ビジョン、総合戦略策定に当たりましては、議会からも御意見をいただきたく考えておりまして、これは９月定例会のころを見ましてですね、議会のほうに御相談をさせていただきたいと思っております。

右側に、もう一つ矢印が出ておりまして、やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議ということで、こちらのほうを、あす開催させていただく予定にしております。

１ページ、おめくりいただきますと、この推進会議の構成員でございまして、住民を初め、産業界からは商工関係、農業関係、林業関係といった分野から、行政には県のほうから御参画いただくことにしております。教育、教育労働団体、報道機関、子育て関係ということで、記載のとおり１６名の方に御参画いただきまして、議論をいただきたいと考えてございます。

続きまして、所管調査のですね、資料２となっておりますＡ４の横表のほうのですね、こちらのほう、済みません、お手元に御準備いただけますでしょうか。これがあすの会議資料になってございます。

１ページ、おめくりいただきますと、目次となってございまして、まち・ひと・しごと創生とは、八代市の人口の現状分析、将来推計、国の総合戦略における基本目標、八代市の人口ビジョン、総合戦略の策定について記載をしたものでございます。

２ページからは少し飛ばさせていただきまして、済みません、６ページを見ていただけますでしょうか。

これが総合戦略のですね、基本的な考え方ということで、幾ばく、ちょっと重複いたします

けれども、説明をさせていただきますと、この右の表のですね、「しごと」と「ひと」との好循環、それを支える「まち」の活性化ということで、まち・ひと・しごとといったところをですね、キーワードに施策を展開していくということになっております。

１ページ、おめくりいただきまして、具体的にどういうことかと申しますと、産業の振興を図ることによりまして、仕事ができ、そこに若者の定住も図られると。その結果から、結婚、出産の増加や地域の担い手の確保が図られる。また、そういう定住したことによって、消費の拡大が生まれ、また、産業の振興につながるという、こういった好循環を目指してまいろうというようなところでございます。

少しページを飛ばさせていただきまして、１０ページをお開きください。

八代市の人口の現状分析、将来推計でございます。グラフのとおり、真ん中、平成２２年度まではですね、国勢調査の実数値でございまして、それから右側は推測値となってございます。平成２６年でですね、１３万人前後というような数字も出ておりまして、記載のとおり、どんどん人口というのは減少していくというような状況になってございます。

で、１１ページを、済みません、見ていただきますと、これはブルーの線がですね、人口減少をしていく中で、社人研と呼ばれるところがまとめたものですね、国立社会保障・人口問題研究所、社人研の単純な推計値でいきますと、２０６０年には、人口が６万７０００人まで落ち込んでしまうというような状況が見てございます。

赤印、赤のラインはですね、出生率が２．１に上昇した場合、２．１という考え方は御夫婦でお二人ですので、それを支える、現状維持できるだけの出生率ということになりますが、２．１まで上昇いたしますと、２０６０年には８万１０００人、さらに、地域における人口動態が均衡となった場合で９万７８５３人という推計値が出ているというところで御承知おきいただければと思います。

少しページを飛ばしていただきまして、１３ページを見ていただきますと、この八代市の人口動態の中で、自然動態でございます。グラフのほうの見方でございますが、ブルーが生まれてくる数、赤がお亡くなりになる数ということで、自然減少数の開きがどんどん開いていますねということで、いわゆる小産多死の状況が続いているというところが見て取れるということになります。

次、１４ページでございまして、これが人口動態のうちの社会動態でございます。転入していく人、転出していく人ということになります。平成１４年をピークにですね、その数というようなのは減少傾向にありますけれども、２２年度以降、また若干増加傾向に転じているというものになってございます。

ちなみに、２４年度からはですね、外国人も含むということになってございますので、数のほうもですね、転入、転出が均衡してきているというような状況になっております。外国人の転入が増加していますということがわかります。

次のページでございますけれども、総人口に与える自然動態と社会動態の影響ということでですね、表は上がゼロでございまして、下に下がるほどマイナスの数字が大きくなっているという状況でございます。自然減少のほうがどんどん大きくなってきているというようなところがわかりますというところでございます。

それと次、１６ページがですね、表の見方だけ御説明いたしますと、真ん中のあたりがですね、ゼロになっておりまして、下にいくと、減少している年代をですね、示しておりまして、１５歳から１９歳、二十から２４歳、この数が

減少の幅が大きいということが、このグラフから見て取れるというところになってございます。

少し飛ばしていただきまして、次に、産業の人口ということで、１９ページを、済みません、見ていただけますでしょうか。

これが産業別の人口の分類でございまして、左側が就業者の数を棒グラフで、右の熊本県内における指標は折れ線グラフで示しております。真ん中あたりのところがですね、県の標準ということになっておりまして、一番左側、農業関係がですね、県の数値よりも高い率になってますねということがわかるというところになってございます。

次のページは、その産業別の年代ごとのですね、どういった方が就業されているかというのを示した棒グラフということになってございます。

次、少し飛ばさせていただきまして、２３ページ、２４ページをごらんください。

これが国の総合戦略における基本目標ということでですね、基本目標の１から４までがございます。それぞれの基本目標に基づきまして、いろいろな施策を展開していくということになってございます。

２６ページを見ていただきますと、今後の取り組み状況とスケジュールということでお示しをしております。表の中、ちょっと下から２段目になりますけれども、１０月末にはですね、総合戦略の策定を終えたいと、かように考えております。

済みません、２７ページを見ていただきますと、八代市版総合戦略の策定に当たってということで、国から示されました策定方針に基づきまして、本市の市長八策、また、昨年１２月に取りまとめました八代市まち・ひと・しごとプランなどを基礎資料として策定を進めてまいりたいと考えております。

２９ページ、３０ページを見ていただきますと、２９ページはですね、八代市まち・ひと・しごとプランでの施策の展開を示しております。３０ページが八代市版の総合戦略の策定に向けてということでですね、現在、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金によりまして、まちの創生に関すること、ひとの創生に関すること、しごとの創生に関することとしまして、記載のとおりの事業を展開しているというところでございます。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

**○委員長（福嶋安徳君）**　今、説明が終わりました。

何か質疑ありませんか。大分多かけんですね。

**○委員（上村哲三君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　はい。２６ページのスケジュールを見て、ちょっと言うんだけど、策定作業があって、ここに８月下旬ぐらいにはパブリックコメントもしたいというふうになっていますね。大体、このスケジュールで進みそうですか。

**○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　宮川企画政策課長。

**○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）**　はい。このスケジュールで進めたいと思っております。

**○委員（上村哲三君）**　はい、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　はい、でしたらですね、ぜひ、この策定作業が最終段階になるちょっと前、もう大体の大まかな草稿ができた時点でですね、１回、委員会に報告をしていただいて、説明を願いたいと思いますが、いかがでしょうか、そういう方向性は。

**○委員長（福嶋安徳君）**　いかがですか。

**○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　宮川企画政策課長。

**○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君）**　はい。しかるべく。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、お願いします。

**○委員（上村哲三君）**　以上です。

**○委員（橋本幸一君）**　１つ、よろしいですか。

**○委員長（福嶋安徳君）**　橋本委員。

**○委員（橋本幸一君）**　関連ですが、ある程度、策定できて、それから９月にこの報告があると。その中で、やっぱり見れば、各部署、多岐にわたっているわけですから、それから、その次は、総務委員会の部分とそれぞれの文教福祉とか、建設とか、農林とか、その分野に、今度はずっと分かれていくということで、確認しとってよろしいですね。全部、所管が総務委員会じゃなくて、関係部署に流れていくということでよろしいですね。

**○企画振興部長（福永知規君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、福永企画振興部長。

**○企画振興部長（福永知規君）**　はい。個々のプランでですね、総合戦略を立てますので、そこの統括するのは、やはり私たちが行いまして、この総務委員会のほうにということになると思いますが――。（委員橋本幸一君「議会、議会の流れ」と呼ぶ）議会のほうは、個別の事業になってきたときには、今、おっしゃったような流れになってくるというふうに思っております。（委員橋本幸一君「はい、よろしいです」と呼ぶ）

**○委員長（福嶋安徳君）**　いいですか。

**○委員（矢本善彦君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　矢本委員。

**○委員（矢本善彦君）**　きょうもね、新聞に人口が２７万人減少したということでね、やはり、まずはね、やはりこの前も前川さんが質問したように、やっぱ婚活面も力入れてね、やっぱそうしないと、人口がふえぬと、どぎゃんもできぬとだから、だから絵に描いた餅にならないように、お願いしときます。

以上です。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　ないようです。

以上で八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略の取り組み状況についてを終了します。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

**・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて）**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについてをお願いします。

**○市民環境部次長（堀　泰彦君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、堀市民環境部次長。

**○市民環境部次長（堀　泰彦君）**　はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部の堀でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しにつきまして、濵田人権政策課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

**○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（濵田大祐君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　濵田人権政策課長。

**○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（濵田大祐君）**　はい。皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人権政策課長

の濵田でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、どうぞ。

**○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（濵田大祐君）**　まず初めに、ワーキングチーム会議報告書を御説明させていただきます。

お手元の資料の３ページをごらんいただきますようお願いいたします。

人権オンブズパーソン制度の見直しにつきまして、昨年８月から本年３月までの間、八代地域人権教育のための推進会議のワーキングチームにおいて検討をしてまいりました。委員の皆様方へは、昨年１１月とことしの３月に中間報告をさせていただきましたが、その最終結果を御説明申し上げます。

３ページ目からが、八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しのためのワーキングチーム会議報告書になっております。

要点を御説明させていただきます。

４ページをごらんください。

１、八代地域人権オンブズパーソン制度見直しの経緯をお記ししております。詳細の説明は割愛させていただきますが、下から３行目、平成２４年４月１日に、人権オンブズパーソン３人、調査相談専門員１人、事務局は当分の間、推進会議の事務局である人権政策課が兼務することとして設置されたものでございます。

続きまして、右側５ページの下段、（４）をごらんいただきたいと思います。

推進会議では、平成２６年８月幹事会に、八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議を設置いたしております。構成は、行政職員７人、人権教育関係団体２人、計９人でございます。

続きまして、（５）ワーキングチーム会議は平成２６年８月設置以降、現在まで８回開催し、制度の必要性、成果、課題や報告作成について協議を行っております。以下の日程で、毎月１回のペースで開催いたしております。

６ページをごらんいただきたいと思います。

２、ワーキングチームにおける現行制度検討の成果と課題等についてまとめております。

まず、成果の主なものでございますが、（６）人権オンブズパーソンの任期中に人権案件４件を受理し、うち１件を調整し、また、相談案件１６件を受理し、うち９件を調整している状況でございます。

続きまして、下段の課題をごらんいただきたいと思います。

（１）現行の人権オンブズパーソン設置要綱は、人権案件の定義や人権オンブズパーソン、調査相談専門委員選任要件の運用など、複数の問題点があることが上げられております。

具体的には、１点目、人権オンブズパーソンの法的位置づけが不明確であること、責任の所在、人権オンブズパーソン及び調査相談専門員の身分が不明確であること、また、設置要綱の人権案件の定義が不十分であると考えられること。

７ページをごらんください。

２点目、現行制度は条例で規定されていないため、市民の代表である議会の同意を経ておらず、その活動に法的な裏づけがないこと。

３点目、設置主体の推進会議は任意の団体であり、人権オンブズパーソン制度は法的な位置づけが不明確であること。

４点目、人権オンブズパーソン及び調査相談専門員は法的な身分がなく、責任の所在が不明確であることが指摘されております。

また、弁護士からは、仮に、人権オンブズパーソン制度を条例化しても、民民間の問題については限界があるとの指摘を受けております。

続きまして、下のほうでございますが、

（４）をごらんいただきたいと思います。

（４）人権オンブズパーソン制度は、国の人権擁護委員制度との類似点が多いことから、人権擁護委員制度の活用も検討すべきである点が上げられております。

以上が、成果と課題の主な点でございます。

８ページをごらんいただきたいと思います。

真ん中ほどの３、今後の方向性（３案）及び方針についてでございますが、以上のように、成果と課題を抽出し、ワーキングチーム会議で検討を行った。その結果、現行制度の抱える課題の要因は、根拠法令に基づいて設置されたものではないことに起因するという結論に達しております。

つまり、現行の人権オンブズパーソン制度は、条例で規定された行政の附属機関ではなく任意の団体の附属機関であるため、法的には権限がないこと、また、推進会議で定めた八代地域人権オンブズパーソン設置要綱にも法的な不備があること、さらに、この設置要綱にのっとって行う行為は責任の所在が不明確であることなどから、人権オンブズパーソン制度見直しについては、現行制度を廃止した上で、市町の責任において実施する別表の３案（Ａ案、Ｂ案、Ｃ案）を提案することとするという結論を出しています。

その３案を御説明いたします。下から２行目でございます。

まず、Ａ案、相談員制度の充実でありますが、人権相談委員等の国・県機関の活用や関係課、各相談窓口間の連携を推進し、相談者の救済に対応できるよう体制を構築する等、現行の相談員制度を充実するものでございます。

９ページをごらんください。

次に、Ｂ案、相談業務の機能強化でありますが、Ａ案に弁護士相談の導入や心理カウンセラーを配置し、機能強化を図るものでございます。

最後に、Ｃ案、新たな人権オンブズパーソン制度の創設でございますが、新たに市と町において条例で制定し、市と町の附属機関で公的な機関として設置する必要があるというものでございます。

詳細は１０ページの表をごらんいただきたいと思いますが、説明は、この場では省略をさせていただきます。

以上が、ワーキングチームの検討結果の報告書の概要でございます。

続きまして、資料の１ページにお戻りいただきたいと思います。

１ページには、先ほどのワーキングチームの検討結果をもとに、推進会議で検討した経緯及び概要をまとめております。

１は、ワーキングチーム会議の検討概要で、先ほど御説明いたしましたので、説明は割愛をさせていただきます。

２の推進会議おける協議経緯ですが、（１）本年の５月１日に推進会議の事務局会で協議を行っております。初めに、先ほどのワーキングチーム会議の検討結果を説明いたしております。次に、ワーキングチーム会議の検討結果の人権オンブズパーソン制度見直し案の送付について（議案）としまして、現行の人権オンブズパーソン制度については、よりよい制度にするため廃止し、ワーキングチーム会議検討結果の人権オンブズパーソン制度見直し案を八代市、氷川町へ送付し、対応を要請する案を事務局案として提案しましたが、福島市長から、推進会議で検討するとの答弁がなされているが、その議論がまだなされていないとの意見が強かったため、幹事会への議案として、次のように修正したところでございます。

昨年度の総会において、ワーキングチームを立ち上げ、人権オンブズパーソン制度の見直しについて検討する議決がなされた。それに従って検討され、取りまとめられた八代地域人権オ

ンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議報告書に推進会議の意見を付して、八代市、氷川町への対応を要請する。

続きまして、２ページをごらんいただきたいと思います。

（２）幹事会での協議ですが、５月１２日に開催いたしまして、①を報告し、②の先ほどの修正案を提案しましたが、推進会議では、まだ十分に議論されていないので、幹事会等でさらに検討すべきであるとの意見が強かったため、幹事会では、ワーキングチーム会議の検討結果をもとに、さらに総会への提案の仕方について検討する必要があるとの意見を今年度の総会へ報告することになったところでございます。

続きまして、（３）総会での協議でございますが、５月２５日に開催いたしまして、①を報告し、②のとおり修正案を報告し、了承されたところでございます。

最後に、３、今後の協議の予定でございますが、オンブズパーソン及び調査相談専門員については、平成２６年３月末をもって任期が終了し、八代地域人権オンブズパーソン制度は、現在、休止している状況でございます。

また、オンブズパーソン制度の見直しにつきましては、今後、ワーキングチーム会議の検討結果をもとに、幹事会等において協議、検討し、次期総会へ議案を提案する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

ないようですが――。

**○委員（上村哲三君）**　ちょっと待って、委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい、上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　はい。あのね、せっかくワーキングチーム、こんだけ頑張ってやってきてね、幹事会の一言で、何かこう、ごたごたっとなってる部分があるね。で、どうしてことしの総会でこの方向性がはっきり見出せぬだったのか、そこんところをちょっと教えてくれんね。

僕は会則、規約を知らぬけど、こういう重大なことを決めるんであれば、臨時総会でも開いて決めれるというような条項はないの。あるはずだろうが、そういうのが。ちょっと教えて。

**○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（濵田大祐君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　濵田人権政策課長。

**○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（濵田大祐君）**　はい。幹事会等での協議の点でございますが、推進会議で検討するという解釈といいますか、捉え方でございます。ワーキングチームでは検討したけれども、推進会議の幹事会では、まだ十分な議論がなされていないと、そういうような意見でございました。確かに、幹事会では、その内容につきましてですね、十分議論を尽くしてないというところも否めないところがございましたので、そこは多少議論をですね、する必要があるかなというような結論に至ったところでございます。

今後の臨時総会というようなお話でございますが、そういった点も視野に入れながら、来年度の総会ということではなくて、臨時総会も視野に入れながら進めていくことは必要かと存じ上げております。

以上でございます。

**○委員（上村哲三君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　上村委員。

**○委員（上村哲三君）**　はい。わかりました。そういうことができるということがわかったからね、少し安心はしたんだけど、先ほど、陳情の問題もあってね、採択というふうに至ったんだけど、長い間かけましたよ。

そん中で、実情としてね、海士江町の自治会

が解散したと、そういう事態もあっているということをね、やっぱり重く捉えんばいかぬだろうというふうに思いますよ。そのためには、やっぱりこげん公的機関の、任意団体ではあるけど、公的機関が関与している団体のね、しっかりした指針をね、早く市民に周知して、また、特に、その町内にはね、周知をして、それに問題が起きた場合に対応する策を十分ね、フィードバックしてあげるようにしてからね、していかぬと、いろんな町内会での今後のね、混乱が起きてくるような気がする。

だから、今までのやっぱり経験をね、なきもんとせぬように、轍をね踏んでね、しっかりこの問題に対してやって、行政ができる分の対応をね、精いっぱいその任意団体の答申をしながらね、やっていってほしいというふうに思います。

これは意見でもいいです。答えがあればね、何か答えてほしい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　何かありますか。

**○市民環境部次長（堀　泰彦君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　堀市民環境部次長。

**○市民環境部次長（堀　泰彦君）**　はい。この件に関しましては、議会で、一般質問のところで御指摘受けたところから、私ども反省するところもありましたところがございますので、ただいまの御指摘も含めまして、いい方向に持っていければと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。これだけワーキングチームが頑張ってこられたんですから、それに結果を出していく必要があると求めます。どうぞ、その方向でよろしくお願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　ないようであります。

以上で八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについてを終了します。

---

**・行財政の運営に関する諸問題の調査（新庁舎建設の進捗状況について）**

**○委員長（福嶋安徳君）**　次に、新庁舎建設の進捗状況についてをお願いします。

**○財政課長（佐藤圭太君）**　委員長。

**○委員長（福嶋安徳君）**　佐藤財政課長。

**○財政課長（佐藤圭太君）**　はい。財政課、佐藤でございます。

本日は、新庁舎建設の進捗状況について、お手元に配付しております、平成２７年度新庁舎建設基本構想策定スケジュールに沿って、庁舎建設を担当しております谷脇財政課主幹が説明いたします。

**○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君）**　はい。

**○委員長（福嶋安徳君）**　谷脇財政課主幹。

**○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君）**　こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の谷脇でございます。着座にて御説明させていただきます。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。

**○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君）**　新庁舎建設の進捗状況につきまして、お手元のスケジュールに沿って御説明いたします。

平成２７年度より、財政課内に新庁舎建設準備室が設置され、現在３名体制で、庁舎建設に向け業務を遂行しております。

スケジュール表の左側の項目に、基本構想検討専門部会と記載しております。これは、副市長を委員長とする新庁舎建設プロジェクトチームの検討専門部会として、課長補佐級職員１７名からなる部会でございます。

その下にあります市民検討委員会では、学識経験者を初め、各種団体の代表者及び市民公募

の委員によります委員会でして、１５名以内で構成する予定でございます。

その下に、子ども部会（予定）から矢印で、中高生ワークショップとありますが、市内の中学、高校の生徒さんから自由な意見や感想を得るために、市役所に職場体験に来られる生徒さんたちを対象に、勉強会や意見交換会を行う予定といたしております。

その下、その他では、議会の日程及び市の大きなイベントなどを記載しております。

それでは、新庁舎建設準備室が設置されました４月から、順を追って御説明いたします。

まず、基本構想策定業務委託の指針となります部分を固めるために、検討専門部会の設置及び協議項目の検討を行うと同時に、全職員を対象にアンケート調査を行い、プロジェクトチームへの報告、了解後、４月３０日から６月２日まで、３回にわたり協議いたしました。

その結果をプロジェクトチームに確認しましたところで、公募型プロポーザル方式で、マスコミへの投げ込みやホームページへの掲載で募集を開始しました。

結果、２社からの参加表明があり、双方とも書類審査であります１次審査を通過しましたことから、現在、双方の質疑に対応しながら、企画提案書の提出を待っているところでございます。

７月下旬に、プロジェクトチームが、第２次審査でありますプレゼンテーションを受け、７月中には事業者が決まり、８月から市民検討委員会の運営を絡めながら、１２月の中間報告及び市民からの御意見を聴取するためのことを含め、年度内策定を目指します。

次に、市民検討委員会では、４月から、設置要領や募集要項を整理し、６月１日号の市報で公募委員の募集を始め、ただいま、学識経験者や各種団体を初め、委員会委員の選定案をつくっているとこでございます。委員が決まりますと、８月、１０月、１２月と、基本構想に対します意見をいただき、検討を重ねてまいる予定でございます。

また、その下の中高生ワークショップで出ました生徒たちの意見やアイデアを、１０月に予定されております第２回市民検討委員会にお伝えし、検討していただければと考えております。

その他では、議会時期を中心に記載しておりますが、ここで記載しておりませんが、６月３日は、全ての議員さんに御案内いたしました、耐震・免震体験に６名の議員さん方に御参加いただきました。

また、基本構想の進捗につきましては、各定例会中に経過報告や御意見をいただくのはもちろんのことですが、構想の内容が見えた段階で、随時報告や意見交換を行っていきたいと考えております。

最後に、新庁舎建設に係ります情報提供でございますが、本庁１階の情報プラザにこれまでの資料を置き、また、先日、全員協議会の際に、皆様にお見せしましたビデオは、ホームページに掲載し、いつでも閲覧できるようにいたしております。

以上、新庁舎建設の進捗状況とさせていただきます。

**○委員長（福嶋安徳君）**　はい。何か質疑、御意見等ありませんか。ないですか。こちらのほうはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　それでは、ないようです。

以上で新庁舎建設の進捗状況についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　以上で所管事務調査２件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査２件及び請願１件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午後０時３６分　小会）

―――――――――――――――

（午後０時３７分　本会）

**○委員長（福嶋安徳君）**　それでは、本会に戻します。

次に、本委員会の派遣承認要求の件について、お諮りいたします。

本委員会は、平成２７年８月５日から７日までの３日間、行財政の運営に関する諸問題の調査のため、神奈川県相模原市、海老名市、鎌倉市へ行政視察に参ります。このことについて、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（福嶋安徳君）**　御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後０時３８分　閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２７年７月２日

総務委員会

委　員　長